

[事案 29-121] 高度障害保険金等支払請求

・平成 30 年 5 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

交通事故が原因で下肢部に障害を残したとして障害給付金の請求をしたところ、支払非該当とされたことを理由に、高度障害保険金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成13年1月に契約した終身保険にもとづき、以下の理由により、高度障害保険金および障害給付金等を支払ってほしい。

- (1)両足にキツイ痺れがあり、右足首を自分で動かせない、間欠性跛行などの障害がある。
- (2)平成19年の障害診断書では、傷病の原因に「交通外傷」、受傷（発病）の経過の欄に「以後症状増悪の為再手術」の記載がされており、自分の症状は事故を原因とするものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成29年の障害診断書には、申立人について、股関節、膝関節および足関節に一定の運動範囲があることが記載されており、下肢の3大関節が完全硬直で回復の見込みのない状態とは到底いえず、高度障害保険金の支払理由に該当しない。
- (2)申立人の障害状況は既往症としての「腰部脊柱管狭窄症」の症状が年齢とともに増悪したものであり、交通事故を直接の原因とするものではない。また、不慮の事故からその日を含めて180日以内に「身体障害の状態」に該当したとも認められないことから、障害給付金の支払理由に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、事故時の状況、申立人の症状を把握するため、申立人に事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の症状は、約款の定める高度障害状態には該当せず、障害給付金の支払理由にも該当せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。